

住宅用防犯カメラ等設置事業補助金

(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)

玉川村では、村内における防犯対策の支援及び安全・安心の村づくりを実現するため、村内の住宅等において防犯カメラ等を設置した村民の方に対して、防犯カメラ等の購入費の一部補助を行います。

対象者

- 本村に居住し、かつ、本村の住民基本台帳に登録されている者
 - 防犯カメラ等を設置する本村内の住宅の所有者又は所有者の同意を得ている者
 - 村税等の滞納が無い者
- ※申請は1世帯につき1回のみ

対象機器

※対象機器の購入日又は設置工事費用の支払日のいずれか遅い日から起算して30日を経過する日までに申請をしてください。

- 防犯カメラ、防犯カメラで撮影した映像を確認するモニター、当該撮影した映像を記録する録画装置その他カメラ装置と一体的に機能する機器（映像データ等を視聴又は保存するためのスマートフォン又はタブレットは除く。なお、記録媒体としてのSDカードは防犯カメラ1台につき1枚を限度とする。）
- 人感センサーライト
- センサーアラーム
- 防犯機能付電話機（固定電話に限る。）又は不審電話対策装置

対象経費

- 防犯カメラ等の購入経費
- 防犯カメラ等の設置工事費（既存設備の撤去及び移設に要する経費は除く。）
- 防犯カメラ等を設置している旨の表示に係る費用

※以下は対象外経費となります。

- ・画像データを保存し、又は表示するためのスマートフォン、タブレットの購入費
- ・住宅用カメラと一体的でない機器の購入費
- ・既存設備の撤去及び移設に要する費用
- ・賃借により設置した防犯カメラ等の設置費用

補助額

対象経費の合計額の2分の1 上限20,000円
※100円未満切り捨て

申請方法は、裏面をご確認ください。



申請時に必要な書類

- 玉川村住宅用防犯カメラ等設置事業補助金申請書兼請求書(様式第1号)
- 通帳その他の振込口座を確認することができる書類の写し
- 防犯カメラ等の購入価格及び設置に係る経費等がわかる書類
(領収書及び内訳がわかる明細等)
- 防犯カメラ等の仕様や機能が分かる書類(カタログ等)
- 設置場所の状況写真及び見取図
- 玉川村住宅用防犯カメラの設置及び運用に関する誓約書(様式第2号)
※様式第2号は、防犯カメラ設置時のみ提出をしてください。

申請から交付までの流れ

申 請

令和8年4月1日から申請の受理を開始します。
上記、必要書類を提出してください。
※申請額が予算額に達した時点で終了となります。

審 査

提出書類を確認し、補助金の交付の可否を審査します。

交 付 決 定

交付が決定した場合、交付決定通知書を送付します。

交 付 請 求

玉川村住宅用防犯カメラ等設置事業補助金交付請求書(様式第5号)を提出し、交付決定となった補助金を請求します。

交 付

補助金は、指定された口座への振込み又は現金によりお支払いします。(請求から30日程度)

問い合わせ先

玉川村役場総務課防災安全係

電話0247-57-4621

